

第二期和歌山県監査委員事務局障害者活躍推進計画

令和5年4月1日

和歌山県代表監査委員

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、和歌山県代表監査委員が作成する障害者活躍推進計画である。

機関名	和歌山県監査委員事務局
任命権者	和歌山県代表監査委員
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
和歌山県監査委員事務局における障害者雇用の課題	和歌山県監査委員事務局は、職員定数が23人の小規模な機関であり、職員は、独自に募集・採用するのではなく、知事部局からの出向により配置されている。 障害のある職員一人一人が、障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、職場環境の整備をより充実させる必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解を深め、受け入れ環境を整える。
②定着に関する目標	○配置されれば、不本意な離職を生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ○障害のある職員の相談窓口として各所属の副課長を位置付け、相談体制を明確化する。 ○人事異動により、新たに障害のある職員が配置される所属には、本人の了解を得た上で、配置予定所属と障害特性や必要な配慮についての情報を事前に共有し、必要に応じて、庁内外の関係機関と連携し、適切な支援や配慮を切れ目なく講じていけるようにする。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害のある職員の障害特性や個性に応じて能力が発揮できるよう、職員と定期的に面談し、必要に応じて庁内外の関係機関とも協議しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、面談等様々な機会において、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、職員からの要望を踏まえ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○職員の障害者に関する理解促進・啓発のため、様々な研修を職員全員が受講できるよう、毎年継続して研修を実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。